

【資料１】 現在の給料月額に対して１％刻みの引上げ率で試算した給料月額（常勤特別職）

		市長		副市長		教育長	
		給料月額	備考	給料月額	備考	給料月額	備考
現在の給料月額		1,061,000		885,000		732,000	
現在の月額からの引上げ率	１％	1,072,000		894,000		739,000	
	２％	1,082,000		903,000		747,000	
	３％	1,093,000		912,000		754,000	
	４％	1,103,000		920,000		761,000	
	５％	1,114,000		929,000		769,000	
	６％	1,125,000		938,000		776,000	
	７％	1,135,000		947,000		783,000	
	８％	1,146,000		956,000		791,000	
	９％	1,156,000		965,000		798,000	
	１０％	1,167,000		974,000		805,000	

（参考） 芦屋市を除く阪神間６市 常勤特別職の給与月額の比較

		市長		副市長		教育長	
		給料月額	備考	給料月額	備考	給料月額	備考
尼崎市		1,177,000		942,000		805,000	
西宮市		1,206,000	964,800（▲20％）	974,000	827,900（▲15％）	827,000	785,650（▲5％）
伊丹市		1,036,000	1,139,600 地域手当10％加算	857,000	942,700 地域手当10％加算	725,000	797,500 地域手当10％加算
宝塚市		1,097,100	965,100（▲12.3％）	892,600	819,400（▲8.2％）	759,600	720,100（▲5.2％）
川西市		982,000	972,180（▲10％） 地域手当10％加算	796,000	756,200（▲5％）	695,000	681,100（▲2％）
三田市		982,000		785,000		687,000	

注 給料月額に増額・減額措置を実施している団体については備考欄に額を記載している。

【資料２】 現在の報酬月額に対して１％刻みの引上げ率で試算した給料月額（市議会議員）

		議長		副議長		市議会議員	
		報酬月額	備考	報酬月額	備考	報酬月額	備考
現在の報酬月額		737, 000		653, 000		591, 000	
現在の月額からの引上げ率	１％	744, 000		660, 000		597, 000	
	２％	752, 000		666, 000		603, 000	
	３％	759, 000		673, 000		609, 000	
	４％	766, 000		679, 000		615, 000	
	５％	774, 000		686, 000		621, 000	
	６％	781, 000		692, 000		626, 000	
	７％	789, 000		699, 000		632, 000	
	８％	796, 000		705, 000		638, 000	
	９％	803, 000		712, 000		644, 000	
	１０％	811, 000		718, 000		650, 000	

（参考） 芦屋市を除く阪神間６市 市議会議員の報酬月額の比較

		議長		副議長		市議会議員	
		報酬月額	備考	報酬月額	備考	報酬月額	備考
尼崎市		797, 000		717, 000		640, 000	
西宮市		827, 000	785, 650（▲５％）	748, 000	710, 600（▲５％）	687, 000	652, 650（▲５％）
伊丹市		720, 000		646, 000		584, 000	
宝塚市		718, 600	682, 600（▲５％）	645, 600	613, 300（▲５％）	592, 700	563, 000（▲５％）
川西市		701, 000		629, 000		570, 000	
三田市		636, 000		549, 000		500, 000	

注 給料月額の減額措置を実施している団体については備考欄に額を記載している。

【資料３】 給料月額に対する１％刻みの引上げ率で試算した期末手当の額（常勤特別職）

		市長				副市長				教育長			
		給料月額	手当計算	期末手当額	10%カット無し	給料月額	手当計算	期末手当額	10%カット無し	給料月額	手当計算	期末手当額	10%カット無し
現在の給料月額		1,061,000	役職加算（20％）×4.4	5,041,872	5,602,080	885,000	役職加算（20％）×4.4	4,205,520	4,672,800	732,000	役職加算（20％）×4.4	3,478,464	3,864,960
現在の月額からの引上げ率	１％	1,072,000	役職加算（20％）×4.4	5,094,144	5,660,160	894,000	役職加算（20％）×4.4	4,248,288	4,720,320	739,000	役職加算（20％）×4.4	3,511,728	3,901,920
	２％	1,082,000	役職加算（20％）×4.4	5,141,664	5,712,960	903,000	役職加算（20％）×4.4	4,291,056	4,767,840	747,000	役職加算（20％）×4.4	3,549,744	3,944,160
	３％	1,093,000	役職加算（20％）×4.4	5,193,936	5,771,040	912,000	役職加算（20％）×4.4	4,333,824	4,815,360	754,000	役職加算（20％）×4.4	3,583,008	3,981,120
	４％	1,103,000	役職加算（20％）×4.4	5,241,456	5,823,840	920,000	役職加算（20％）×4.4	4,371,840	4,857,600	761,000	役職加算（20％）×4.4	3,616,272	4,018,080
	５％	1,114,000	役職加算（20％）×4.4	5,293,728	5,881,920	929,000	役職加算（20％）×4.4	4,414,608	4,905,120	769,000	役職加算（20％）×4.4	3,654,288	4,060,320
	６％	1,125,000	役職加算（20％）×4.4	5,346,000	5,940,000	938,000	役職加算（20％）×4.4	4,457,376	4,952,640	776,000	役職加算（20％）×4.4	3,687,552	4,097,280
	７％	1,135,000	役職加算（20％）×4.4	5,393,520	5,992,800	947,000	役職加算（20％）×4.4	4,500,144	5,000,160	783,000	役職加算（20％）×4.4	3,720,816	4,134,240
	８％	1,146,000	役職加算（20％）×4.4	5,445,792	6,050,880	956,000	役職加算（20％）×4.4	4,542,912	5,047,680	791,000	役職加算（20％）×4.4	3,758,832	4,176,480
	９％	1,156,000	役職加算（20％）×4.4	5,493,312	6,103,680	965,000	役職加算（20％）×4.4	4,585,680	5,095,200	798,000	役職加算（20％）×4.4	3,792,096	4,213,440
	１０％	1,167,000	役職加算（20％）×4.4	5,545,584	6,161,760	974,000	役職加算（20％）×4.4	4,628,448	5,142,720	805,000	役職加算（20％）×4.4	3,825,360	4,250,400

※手当計算の欄の48月は特別職の在職月数であり、４年の任期を満了した場合の退職手当の額を試算している（教育長のみ任期３年）

（参考） 芦屋市を除く阪神間６市 常勤特別職の期末手当の額の比較

		市長				副市長				教育長			
		給料月額	手当計算	期末手当額	独自カット前	給料月額	手当計算	期末手当額	独自カット前	給料月額	手当計算	期末手当額	独自カット前
尼崎市		1,177,000	役職加算（45％）×3.4	5,802,610	5,802,610	942,000	役職加算（45％）×3.4	4,644,060	4,644,060	805,000	役職加算（45％）×3.4	3,968,650	3,968,650
西宮市		964,800	役職加算（20％）×4.5	5,209,920	6,512,400	974,000	役職加算（20％）×4.5	4,470,660	5,259,600	827,000	役職加算（20％）×4.5	4,242,510	4,465,800
伊丹市		1,036,000	★1参考	5,530,168	5,530,168	857,000	★1参考	4,574,666	4,574,666	725,000	★1参考	3,870,050	3,870,050
宝塚市		1,097,000	役職加算（45％）×3.4	4,757,943	5,408,703	892,600	役職加算（45％）×3.4	4,039,642	4,400,518	759,600	役職加算（45％）×3.4	3,550,093	3,744,828
川西市		982,000	役職加算（20％）×地域 手当（10％）×4.5	4,374,810	5,833,080	796,000	役職加算（20％）×地域 手当（10％）×4.5	3,743,190	4,728,240	695,000	役職加算（20％）×地域 手当（10％）×4.5	3,371,445	4,128,300
三田市		982,000	役職加算（20％）×4.5	5,302,800	5,302,800	785,000	役職加算（20％）×4.5	4,239,000	4,239,000	687,000	役職加算（20％）×4.5	3,709,800	3,709,800

※ 手当計算の欄の48月は特別職の在職月数であり、４年の任期を満了した場合の退職手当の額を試算している（教育長のみ任期３年）

★１：伊丹市の期末手当の算定は、（（給料月額+地域手当）+（給料月額+地域手当）×0.2+（給料月額×0.25））×3.4月

【資料４】 給料月額に対する１％刻みの引上げ率で試算した退職手当の額（常勤特別職）

		市長				副市長				教育長			
		給料月額	手当計算	退職手当額	備考	給料月額	手当計算	退職手当額	備考	給料月額	手当計算	退職手当額	備考
現在の給料月額		1,061,000	48月×0.43	21,899,040		885,000	48月×0.26	11,044,800		732,000	36月×0.18	4,743,360	
現在の月額からの引上げ率	１％	1,072,000	48月×0.43	22,126,080		894,000	48月×0.26	11,157,120		739,000	36月×0.18	4,788,720	
	２％	1,082,000	48月×0.43	22,332,480		903,000	48月×0.26	11,269,440		747,000	36月×0.18	4,840,560	
	３％	1,093,000	48月×0.43	22,559,520		912,000	48月×0.26	11,381,760		754,000	36月×0.18	4,885,920	
	４％	1,103,000	48月×0.43	22,765,920		920,000	48月×0.26	11,481,600		761,000	36月×0.18	4,931,280	
	５％	1,114,000	48月×0.43	22,992,960		929,000	48月×0.26	11,593,920		769,000	36月×0.18	4,983,120	
	６％	1,125,000	48月×0.43	23,220,000		938,000	48月×0.26	11,706,240		776,000	36月×0.18	5,028,480	
	７％	1,135,000	48月×0.43	23,426,400		947,000	48月×0.26	11,818,560		783,000	36月×0.18	5,073,840	
	８％	1,146,000	48月×0.43	23,653,440		956,000	48月×0.26	11,930,880		791,000	36月×0.18	5,125,680	
	９％	1,156,000	48月×0.43	23,859,840		965,000	48月×0.26	12,043,200		798,000	36月×0.18	5,171,040	
	１０％	1,167,000	48月×0.43	24,086,880		974,000	48月×0.26	12,155,520		805,000	36月×0.18	5,216,400	

※手当計算の欄の48月は特別職の在職月数であり、４年の任期を満了した場合の退職手当の額を試算している（教育長のみ任期３年）

（参考） 芦屋市を除く阪神間６市 常勤特別職の退職手当の額の比較

		市長				副市長				教育長			
		給料月額	手当計算	退職手当額	備考	給料月額	手当計算	退職手当額	備考	給料月額	手当計算	退職手当額	備考
尼崎市		1,177,000	48月×0.40	22,598,400		942,000	48月×0.27	12,208,320		805,000	36月×0.21	6,085,800	
西宮市		1,206,000	48月×0.43	24,891,840		974,000	48月×0.28	13,090,560		827,000	36月×0.22	6,549,840	
伊丹市		1,036,000	48月×0.40	19,891,200		857,000	48月×0.24	9,872,640		725,000	36月×0.18	4,698,000	
宝塚市		965,100	48月×0.40	18,529,920	減額後給料月額	819,400	48月×0.24	9,439,488	減額後給料月額	720,100	36月×0.18	4,666,248	減額後給料月額
川西市		982,000	48月×0.40	18,854,400		796,000	48月×0.24	9,169,920		695,000	36月×0.18	4,503,600	
三田市		982,000	48月×0.40	18,854,400		785,000	48月×0.24	9,043,200		687,000	36月×0.18	4,451,760	

※ 手当計算の欄の48月は特別職の在職月数であり、4年の任期を満了した場合の退職手当の額を試算している（教育長のみ任期３年）

※ 宝塚市のみ給料月額の減額後の金額

【資料5】 阪神7市 市議会議員政務活動費

自治体名	支給の有無	支払額(1ヶ月)	交付先	支払方法
芦屋市	有	70,000円	会派または会派に所属しない議員	4回／年
尼崎市	有	100,000円	会派または会派に所属しない議員	2回／年
西宮市	有	120,000円	会派または議員	4回／年
伊丹市	有	60,000円	会派または会派に所属しない議員	4回／年
宝塚市	有	76,000円	会派または議員	4回／年
川西市	有	60,000円	会派または会派無所属議員	4回／年
三田市	有	60,000円	会派または議員	2回／年



芦屋市議会 政務活動費マニュアル

第1章 政務活動費の概要



1 政務活動費の透明性の確保について

政務活動費は、芦屋市議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付されます。

近年、一部の地方議会で政務活動費に関わる不祥事が相次ぎ、市民からの信頼が大きく揺らいでおり、全国市議会議長会では、平成29年（2017年）2月9日に「政務活動費の透明性の向上に関する決議」を行っています。

本市議会においても、地方自治法、芦屋市議会基本条例及び芦屋市政務活動費の交付に関する条例の趣旨に基づき、その使途に関しては条例に定められた政務活動費に充てることができる経費の範囲を遵守し、市民への説明責任を果たす観点から透明性の確保に努めていかなければなりません。

2 根拠法令等

□ 地方自治法第100条（抜粋）

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

□ 芦屋市議会基本条例（抜粋）

（政務活動費の執行）

第21条 会派及び議員は、芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年芦屋市条例第7号）に基づき交付される政務活動費を有効に活用し、政策立案、政策提言等のための調査研究を積極的に行うものとする。

2 会派及び議員は、別に定める政務活動費の使途基準に従い、これを適正に執行し、使途の透明性の確保に努めるものとする。

□ 芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例（p.54 参照）

□ 芦屋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（p.57 参照）

3 政務活動費マニュアルの改訂

政務活動費の適正な取扱い及び事務処理の明確化とともに、使途の透明性を確保するため、その運用の判断基準として平成 25 年（2013 年）4 月に政務活動費マニュアルを策定しました。

今後、このマニュアルの内容に疑義が生じた場合や、社会情勢の変化等により改正の必要が生じた場合は、改めて内容を協議し、適宜見直しを図っていくものとしており、平成 28 年（2016 年）4 月、平成 31 年（2019 年）4 月、令和 5 年 4 月※に改訂を行いました。

※ 令和 4 年（2022 年）8 月から翌年 2 月にかけて「政務活動費あり方検証検討会議」を設置して使途基準の見直しを行い、このマニュアルを改訂しています。

4 政務活動費による活動

(1) 政務活動の範囲

政務活動費による調査研究その他の活動は、あくまでも議員としての活動の性格を有しており、正規の議会活動の範囲に含まれず、本会議や委員会の活動とは異なる性質のものとなります。（p. 3 参照）

(2) 公務性の是非

政務活動費による調査研究その他活動は、地方自治法第 100 条第 14 項の規定では、議員としての活動の性格を有しており、政務活動は正規の議会活動の範囲に含まれず、公務ではないと判断されています。

※ 正規の議会活動とは以下のような場合を言います。

- ①本会議
- ②委員会
- ③委員派遣
- ④議員派遣
- ⑤地方自治法第100条第12項（協議又は調整を行うための場）
- ⑥芦屋市議会会議規則第101条（協議又は調整を行うための場）



(3) 公務災害について

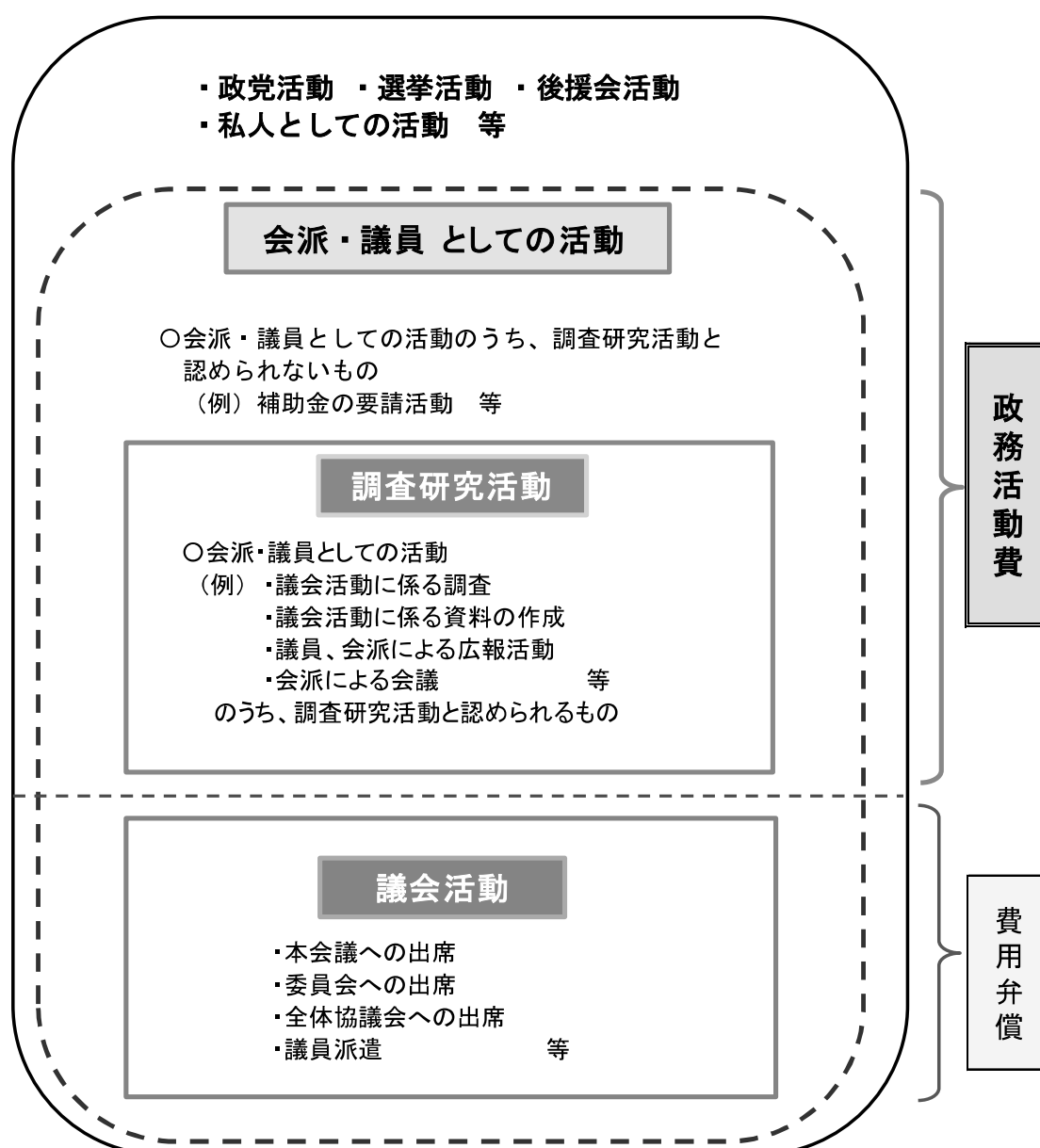
政務活動は公務でないため、公務災害の対象にはなりません。

5 会派に所属する議員の政務活動

会派が行う政務活動は、会派としての意思統一がなされ、政務活動を会派として行うものであるとの会派の了承が必要となります。

会派に所属する議員が個々に行う政務活動であっても、会派の政務活動を分担して行うことが明確である場合には、これに要する経費に政務活動費を充当することができるものとします。

政務活動費の対象経費（イメージ）



(出典：平成 24 年 9 月 28 日「地方自治法の一部を改正する法律等の公布・施行に伴う説明会」資料)

第2章 執行に当たっての基本指針



1 執行に当たっての原則

政務活動費の執行に当たっては、次に掲げる項目に留意のうえ、会派及び議員の責任において、適切に取扱わなければなりません。

- (1) 政務活動の目的が本市の市政と関連性があること。
- (2) 政務活動の必要性があること。
- (3) 政務活動に要した金額、態様等に妥当性があること。
- (4) 議会活動と政務活動の違いを区分すること。
- (5) 公職選挙法等の法令の制限に抵触しないこと。
- (6) 適正な手続きがなされていること。
- (7) 執行についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

2 透明性の原則と説明責任

会派及び議員は、政務活動費の使途の透明性を確保するため、その執行に係る証拠書類等を整理・保管するものとし、その使途の適正については、透明性確保の観点から、会派及び議員自らが市民への説明責任を果たさなければなりません。

このため議長に提出される収支報告書に領収書等の証拠書類を添付し、ホームページ上で公開することで、透明性の向上を図っています。添付される証拠書類によって使途内容が把握され、説明責任が果たされることが期待されるものですが、個別の事項に関しては、なお一定の説明による補足が必要な場合もあります。

本市議会では自主（中間）監査を行っており、事務局で必要書類等の確認や必要に応じた情報提供等を行っていますが、政務活動費の使途については事務局の承認事項ではありませんので、市民への説明責任は会派及び議員にあることを常に留意し、各議員の責任で十分確認してください。

3 実費弁償の原則

政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、会派及び議員が行う政務活動のために実際に要した経費又はその一部に充当（実費弁償）することを原則とします。

4 按分による充当について

議員の活動は多面的であり、各々の活動を明確に区分することが困難であると考えられます。1つの経費に政務活動以外の活動に伴う経費が含まれている場合は、実態に即して合理的な方法で按分し、政務活動費を充当しなければなりません。

例えば、事務機器や事務用品等の費用も、個人的に使用したり、政党活動や後援会活動等でも使用しているのではないかと疑念を持たれてしまうため、利用状況によって按分が必要となります。

按分の割合については、会派及び会派に所属しない議員個々の活動実態によって異なることから一律に比率を示すことが困難なため、このマニュアルで規定している按分率は、あくまでも上限を示しているものにすぎません。必ずその割合で支出できるものではないため、会派及び会派に所属しない議員個々の責任において政務活動の実態に応じ、合理的に説明のできる比率を定めてください。

※全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A（参考指針）」では、按分率について「当該費用が専ら政務活動であることが立証されない場合は、多くの判例が基本的には2分の1としています。」とされています。



全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A（参考指針）」（抜粋）

政務活動費の支出と按分について

Q 按分して支出する場合の按分割合について、どのような考えが示されていますか。

A 議員が行う活動には、政務活動とそれ以外の活動（政党活動や選挙活動など、会派や議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為）が混在する場合があります。このような場合には、按分し一定の割合を充当することが考えられます。このような考えは、多くの判例で示されています。

按分割合については、政務活動とそれ以外の活動が渾然一体化し、両者の区分や割合が合理的な方法で算定困難な場合、以前は3分の1とする判例（携帯電話）もありました（例えば平成27年1月の岡山地裁判例等）が、最近では、2分の1を基本とする判例が見受けられます。

しかしながら、証拠書類の提出などにより、政務活動の実態等が把握された場合、2分の1を超える按分割合に変更したり、逆に2分の1を下回る按分割合に変更する判例もあります（詳細は、広報費、事務所費を参照）。活動の実態にかかわらず2分の1以下の按分さえしていれば、常に政務活動費の支出が適法になるということではありません。

また、2分の1を基本とする判例も、上述のように、あくまで政務活動とそれ以外の活動が渾然一体化し、両者の区分や割合が合理的な方法で算定困難な場合を想定していると考えられます。

たとえ2分の1以下、例えば3分の1の按分であっても、活動の実態が全体として客観的に政務活動と認められないような場合には、その支出が全体として違法とされる事態も当然生じ得ることにくれぐれも留意が必要です。

2分の1を基本とする判例に沿って、市議会のこれまでの運用を安易に緩和するような対応は、政務活動の運用に対して厳しい目を持つ市民の批判を招く恐れがあることにも十分な配慮が必要です。